

第十九回国会 法務委員会 議録 第四十七号

昭和二十九年四月二十八日(水曜日)

午後二時三十分開議

出席委員

委員長 小林 鑄君
委員 長作君 舞野佐瀨 昌三君
栗原鐵治 信雄君 理非井伊 誠一君
理非林 押谷 富三君 高橋 英吉君
花村 四郎君 牧野 賢三君
三木 武夫君 吉田 安君
神近 市子君 佐竹 晴記君

出席政府委員

法務政務次官 三浦寅之助君

検事(民
事局長)

村上 朝一君

委員外の出席者

専門員 村 教三君
専門員 小本 貞一君

四月二十八日

委員山中且鏡更替辞任につき、その補欠として神近市子君が議長の指名で委員に選任された。

四月二十七日

国際連合の軍隊に関する民事特別法の適用に関する法律案(内閣提出第一六六号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した事件

利息制限法案(内閣提出第一〇六号)

日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法案(内閣提出第一四二号)

国際連合の軍隊に関する民事特別法の適用に関する法律案(内閣提出第一六六号)

○小林委員長 これより会議を開きます。

国際連合の軍隊に関する民事特別法の適用に関する法律案を議題とし、政府より榎野誠明を聴取することといたします。三浦法務政務次官。

国際連合の軍隊に関する民事特別法の適用に関する法律案

国際連合の軍隊に関する民事特別法の適用に関する法律案

別法の適用に関する法律案

第一条 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定に伴う民事特別法(昭和二十七年法律第二百一十一号。以下「民事特別法」という)の適用については、日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定(以下「協定」という)にいう国際連合の軍隊は、同法第一条にいう合衆国軍隊とみなし、協定にいう国際連合の軍隊の構成員、軍属及びこれらの者の家族は、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定にいう合衆国軍隊の構成員、軍属及びこれらの者の家族とみなす。

第二条 民事特別法第一条及び第二条の規定は、被害者がアメリカ合衆国又は協定にいう派遣国の一である場合には、適用しない。

附則

一 この法律は、日本国とアメリカ合衆国以外の国との間における協定の最初の効力発生の日から施行する。

2 この法律は、協定の最初の署名の日から六箇月以内に、受諾を条約としてしなすに署名し、これを受諾し、又はこれに加入した国に關しては、日本国との平和条約の最初の効力発生の日からその国について協定が効力を生ずる日の前日までに生じた事項にも適用する。この場合においては、民事特別法第四条の期間は、その国について協定が効力を生じた日から起算するものとする。

○三浦政府委員 国際連合の軍隊に関する民事特別法の適用に関する法律案について提案の理由を説明いたします。

この法律案は、去る二月十九日日本国及び関係国政府によつて署名された日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定及び日本国における合衆国軍隊及び国際連合の軍隊の共同の作為又は不作為から生ずる請求権に関する議定書の発効に備え、その実施のため国内法の制定を必要とする事項のうち、民事に関するものについて所要の定めをしようとするものであります。御承知の通り、日米行政協定を締結いたしましたため民事に關しましては去る第十三回国会において日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定に伴う民事特別法が制定されたのであります。日米行政協定及び今回の同連軍の地位に關する協定の民事に關する部分並びに先に申し述べました議定書を比較いたしますと、国内法の規定を必要とする事項につきましては、その内容はまったく同一であります。従つて民事に關する限り同連軍は合衆国駐留軍と同一の地位にあるものとして、両者を同一に取扱うことが最も事理に適したものと考へられるのであります。よつてこの法律案におきましては、まず第一に、民事特別法の適用の範囲を拡張し、同連軍に關しても同法を適用するとの趣旨のもとに、同法の適用に關する限り同連軍は合衆国駐留軍とみなし、また同連軍の構成員、軍属及びこれらの者の家族は、合衆国駐留軍の構成員、軍属及びこれらの者の家族とみなすこととし、第二に、合衆国駐留軍または同連軍の行動に起因する事故の被害者が同連軍のいずれかの派遣国またはアメリカ合衆国であるときは、日本国には損害賠償の責任がないことといたしました。

なお、今回の同連軍の地位に關する協定及び先に申し述べました議定書にはこれら協定及び議定書の規定の趣旨適用に關する定めがなされておらず、この法律案におきましてもこれに対応して附則で所要の経過規定を設けることといたしました。

以上がこの法律案の提案の趣旨及びその内容の概略であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに可決されるよう希望いたします。

○小林委員長 これにて榎野誠明は終りました。なお本案に対する質疑は、これを後日に譲ることといたします。暫時休憩いたします。

午後三時一分開議

休憩前に引続き會議を開きます。

○小林委員長 利息制限法案を議題といたします。御質疑はありませんか。——御質疑がなければ、本案に対する質疑はこれをもつて終局いたします。

この際お諮りいたします。本案はこれを討論に付すべきであります。討論はこれを省略し、ただちに採決を行うに御異議はありませんか。

○小林委員長 御異議がないものと認め、討論はこれを省略し、ただちに採決を行います。

採決をいたします。利息制限法案に賛成の諸君の御起立を求めます。

〔総員起立〕

○小林委員長 起立総員。よつて本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

○小林委員長 次に、日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法案を議題といたします。御質疑はありませんか。——御質疑がなければ、本案に対する質疑はこれをもつて終局いたします。

この際お諮りいたします。本案はこれを討論に付すべきであります。討論はこれを省略し、ただちに採決を行いたいと存じますが、御異議はありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

第一類第四号 法務委員会議録第四十七号 昭和二十九年四月二十八日

○小林委員長 御異議がないものと認め、討論はこれを省略し、ただちに採決を行います。

採決いたします。日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔総員起立〕

○小林委員長 起立総員。よつて本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

この際お諮りいたします。ただいま採決いたしました西法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議はありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○小林委員長 御異議がないものと認め、御一任願うことに決定いたします。——ちよつと速記をとめてください。

〔速記中止〕

○小林委員長 次会は来る三十日午前十時より理事会、午前十時三十分より委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後三時二十八分散会

〔参照〕

利息制限法案(内閣提出)に関する報告書

日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法案(内閣提出)に関する報告書
〔都合により別冊附録に掲載〕